

住民生活課税務係

からのお知らせ



町県民税 特別徴収による 納税のしくみ

従業員（納税義務者）

- 1 従業員の町県民税は、特別徴収が義務付けられています！**
- 従業員に給与等の支払いがある事業者は、令和7年1月31日(金)までに「給与支払報告書」を各市町村に提出してください。

◆町県民税の特別徴収とは？

事業者（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、町県民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から町県民税（町民税+県民税）を徴収（天引き）し、納入していく制度が地方税法で義務付けられています。

特別徴収ができるない理由に当たるまらない場合を除き、特別徴収を実施しています。

◆「従業員（給与所得者）の所得

税は給与から源泉徴収しているけれど、町県民税は徴収していない」ということはありませんか？

和歌山県及び県内全30市町村は、平成30年度から原則としてすべての事業者を特別徴収義務者に指定し、町県民税の特別徴収を徹底しています。

事業者（特別徴収義務者）

- ①給与支払報告書の提出 (1月31日まで)
- ②特別徴収税額の通知 (5月31日まで)
- ③特別徴収税額の通知
- ④給与からの特別徴収 (6月から翌年5月までの毎月)
- ⑤町県民税の納入 (翌月10日まで)

従業員の方がお住まいの市町村



給与支払報告書や特別徴収新規届出書等で特別徴収を行うこととなつた事業者（特別徴収義務者）へ、毎年5月に「特別徴収税額決定通知書」を送付します。

その税額を毎月給与から天引きし、翌月の10日までに、同封している納付書を使って合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

新たに特別徴収を行う従業員が増えた、特別徴収していた従業員が退職した等の理由で、特別徴収税額に変更があれば、事業主（特別徴収義務者）の方から、従業員の住所地の市区町村へ届出が必要です。

◆土地の用途変更など

土地の敷地には特例として、税負担を軽減する制度があります。事務所・店舗を改装し住宅として使用する場合や住宅を住宅以外の用途に使用する場合には、あらかじめお知らせください。

住宅の場合は、別途申請が必要となります。新築住宅が長期優良住宅の場合には、別途申請が必要となります。

- 2 土地・家屋等の固定資産税の課税は毎年1月1日時点の状況に応じて課税されます！**
- 土地と家屋について、次のとおり変更がある場合は、税務係までお知らせください。また、令和7年1月2日以後に用途や名義を変更した場合は、令和8年度の固定資産税に反映されます。
- 3 債却資産（事業用資産）の申告について**
- ◆債却資産とは？**
- 1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している構築物、機械、車両、船舶、器具・備品などの資産です。（ただし、土地や家屋、自動車を除きます。）

4 町税の納め忘れはございませんか？

- ◆償却資産の所有者には、地方税法第383条（固定資産の申告）により毎年申告する義務があります！**
- （※前回の申告から内容が変わっていない方も申告しなければなりません。）
- 債却資産の所有者が亡くなれば相続等で事業を引き継いでいる場合や廃業された場合もその旨の申告が必要となります。
- 令和7年度分は、令和7年1月31日(金)までに申告してください。**
- 申告書が届かない方は、申告書一式をお送りしますので、税務係までご連絡ください。
- また、法令等で定める特例の認可を受けている場合は、申告書と併せてその旨を証明する書類添付して申告してください。

家屋の新築・増築・改築や取り壊しなどを行った場合は、お知らせください。新築住宅が長期優良住宅の場合は、別途申請が必要となります。

耐震やバリアフリー、省エネのための改修工事を行った場合も、一定の要件を満たしていれば、申告により固定資産税が減額されることがあります。

住宅の場合は、別途申請が必要となります。

耐震やバリアフリー、省エネのための改修工事を行った場合も、一定の要件を満たしていれば、申告により固定資産税が減額されることがあります。

飲食店	厨房設備 レジスター カラオケセット 冷蔵庫など	美容業	理容業	理容椅子 洗面設備 タオル蒸し器 サインポールなど	農業	ビニールハウス 電動機 スプリンクラー 選果機など
小売店	商品陳列ケース 冷蔵庫 自動販売機 冷蔵ストッカーなど	医院		ベッド 手術台 X線装置 調剤機器など	漁業	漁船 魚群探知機 無線機 漁具など

※太陽光発電設備を所有している下記の方についても申告してください。

①個人（住宅用）として10kW以上の大太陽光発電設備を設置し、売電されている方。
②個人（事業用）または法人として太陽光発電設備を所有している方。

※上記は一例です。業種により他にも償却資産があります。



湯浅町ホームページ

